

消 防 予 第 410 号
令 和 2 年 12 月 23 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について

令和2年12月22日、愛知県名古屋市内の立体駐車場において、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）が誤操作により放出され、死者1名、負傷者10名を出す事故が発生しました。

これまで消防庁においては、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付け消防危第88号・消防予第161号。以下「161号通知」という。）第3により、二酸化炭素消火設備の安全対策について通知するとともに、その充実を図るため、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて」（平成9年8月19日付け消防予第133号・消防危第85号）により通知しているところです。

今般の事故を踏まえ、二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合には、誤作動や誤放出を行わせないよう第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立会うこと等、161号通知第3の内容や、ガイドラインで定める安全対策の内容について、建物関係者への啓発の機会を捉えた再周知を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知していただけますようお願いいたします。

なお、このことについては、公益社団法人立体駐車場工業会に対し、別添のとおり通知していることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：羽田野、山本
電話：03-5253-7523

消防予第410号
令和2年12月23日

公益社団法人立体駐車場工業会会長 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

二酸化炭素消火設備の放出事故の発生について

令和2年12月22日、愛知県名古屋市内の立体駐車場において、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）が誤操作により放出され、死者1名、負傷者10名を出す事故が発生しました。

これまで消防庁においては、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成3年8月16日付け消防危第88号・消防予第161号。以下「161号通知」という。）第3により、二酸化炭素消火設備の安全対策について定めるとともに、その充実を図るため、「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、それぞれ別添1及び別添2により各都道府県へ通知し、徹底に努めているところです。

今般の事故を踏まえ、二酸化炭素消火設備が設けられている付近で他の設備機器の設置工事、改修工事又はメンテナンスが行われる場合には、誤作動や誤放出を行わないよう第三類の消防設備士又は二酸化炭素消火設備を熟知した第一種の消防設備点検資格者が立会うこと等、161号通知第3の内容や、ガイドラインで定める安全対策の内容について、貴工業会において実施する各種講習会等、建物関係者への啓発の機会を捉えた再周知を図っていただくようお願いします。

また、加盟各社に対し、この旨周知いただくようお願いします。

なお、このことについては、別添3のとおり、各都道府県等に対しても通知しているところです。

消防庁予防課設備係
担当：羽田野、山本
電話：03-5253-7523